

## 第2 公益財団法人 群馬県教育文化事業団

担当部局：生活文化スポーツ部

### 1. 法人の概要

#### (1) 基本情報

法人の名称	公益財団法人 群馬県教育文化事業団
所在地	群馬県前橋市文京町二丁目 20 番 22 号
設立年月日	昭和 55 年 3 月 15 日
代表者名	理事長 榛澤 保男
資本金	261,750 千円
県の出資割合	99.8%
事業内容	1. 文化芸術の創造及び発信 2. 文化芸術を育む環境づくり 3. 伝統文化の保存・継承・発展 4. 文化芸術振興のための拠点施設の運営 5. 高等学校等奨学金の貸与

#### (2) 沿革

昭和 55 年 3 月 15 日 財団法人群馬県文化事業団設立

昭和 60 年 6 月 1 日 財団法人群馬県教育文化事業団に改称

昭和 62 年 10 月 1 日 群馬県生涯学習センターの管理の一部受託

平成 11 年 11 月 1 日 財団法人群馬県民会館の統合

平成 14 年 4 月 1 日 群馬県生涯学習センターの事務事業及び施設管理の全部受託  
(～平成 18 年 3 月 31 日)

平成 18 年 4 月 1 日 指定管理者の指定を受けた群馬県民会館の管理運営  
(～平成 23 年 3 月 31 日)

平成 23 年 4 月 1 日 指定管理者の指定を受けた群馬県民会館の管理運営  
(～平成 28 年 3 月 31 日)

平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人群馬県教育文化事業団に移行

#### (3) 設置の目的

法人は、個性豊かな群馬の文化芸術づくり、優れた芸術に親しむ機会の提供等をおおして、県民の創造的な文化芸術活動を支援するとともに、高等学校等奨学金の貸与を通じ次代を担う人材の育成を行い、もって、群馬県の文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与することを目的とする（定款第3条）。

#### (4) 事業の概要

事業団の設置目的を達成するため、次の事業を実施している。

##### ① 文化芸術の創造及び発信

県民文化を支える人材や豊かな心を育む。また、様々な文化を尊重し、刺激しあって県民文化の向上の一翼を担う。

###### (ア) 「県民芸術祭」の企画運営

県民芸術祭運営委員会の開催、県民芸術祭特別委員会の開催、群馬県展の運営、県民芸術祭参加事業・協賛事業への支援等を行っている。

###### (イ) 県民文化を支える担い手の育成

群馬県文学賞、ぐんま新人演奏会、新進演奏家支援事業、メディア芸術推進事業、山崎種二記念特別賞等の事業を実施している。

##### ② 文化芸術を育む環境づくり

県民に広く県内の文化を発信し、文化への関心と参加意欲の向上を図る。また、企業・民間団体等の支援を得て、優れた文化芸術に親しむ機会を創出するなど、県民の立場に立った文化的環境づくりに努める。

###### (ア) 優れた文化芸術鑑賞機会の提供

オペラレクチャー、群響特別演奏会、群響企画コンサート、県民音楽のひろば等を開催している。

###### (イ) 子どもたちの豊かな心を育む文化芸術の推進

「TBSこども音楽コンクール」の地区大会をTBSと共催で開催している。

###### (ウ) 県民文化を支える企業・団体との連携・活動支援

文化・芸術活動協力、文化団体活動支援、参加団体会場費補助、芸術・文化の街づくり活性化事業、企業（団体）協賛事業等を実施している。

###### (エ) 情報誌の発行

群馬県教育文化事業団の催し物情報が記載された「文化通信」の発行や、ホームページ上での広報活動等を行っている。

##### ③ 伝統文化の保存・継承・発展

伝統文化、地域コミュニケーションの一つの中心に位置する民俗芸能や祭り・行事の継承を通して、地域力を再生するために何が必要か。群馬のふるさと伝統文化と真剣に向き合う。

###### (ア) 現状把握・分析

「ぐんま地域文化マップ」（群馬県教育文化事業団ホームページ）の掲載情報を更新させ、地域文化振興に役立てている。その他、伝統文化継承委員会の開催、ぐんまの伝

統文化調査の追跡・補完、人形芝居連絡協議会・伝統歌舞伎保存協議会への出席等の活動を行っている。

(イ) 後継者育成と普及活動

小中学校伝統芸能教室や伝統歌舞伎の祭典を実施している。

(ウ) 保存・継承・発展に向けた実践活動

伝統文化継承モデル事業として、県内各地の伝統文化への関心を高め、また伝統文化を継承するための発展的な取り組みを行っている。

(エ) 文化遺産を活かした地域活性化事業（伝統文化継承連携事業）

地域の文化遺産次世代継承事業（普及啓発）や、地域の文化遺産に関する調査研究事業、伝統文化親子体験教室を実施している。

④ 文化芸術振興のための拠点施設の運営＜ベシシア文化ホール（群馬県民会館）＞

42年間築きあげてきた様々なノウハウと其间無事故に裏打ちされた会館管理能力を十分に活かし、文化芸術と地域社会をつなぐ使命感を一層高めながら、会館運営に全力を尽くしている。

(ア) 管理・運営

公正・公平な貸し出しを行い、常に利用者の立場にたったサービス向上に努めるとともに、利用促進のため、各種割引制度や営業活動を実施している。また、法定点検を始め専門業者による保守点検を確実に実施するとともに、職員による日常点検のほか月1回の総点検を実施し、危険箇所の早期把握と早期対応により安全で快適な施設利用を図っている。

(イ) 文化芸術事業振興のための施設利用の促進

文化芸術活動に対する施設貸与を促進し、文化芸術活動参画を助長するほか、ホール・展示室・会議室の空き状況や分かりやすい利用料案内等、適切な情報提供と窓口処理の迅速化に努め、施設利用に伴う様々なサービスの向上を図っている。

(ウ) 自主企画文化芸術鑑賞事業の実施

自主企画文化芸術鑑賞事業として、「おかあさんといっしょ」、「松竹大歌舞伎」、「ロビーコンサート」、「若い芽のコンサート in ぐんま」、「群馬県史跡で聴く古典芸能」、「群馬県史跡で聴く歌舞伎音楽」、名画鑑賞会など、各事業年度ごとに様々な事業を実施している。

⑤ 高等学校等奨学金貸与事業

昨今の経済状況に対応し、経済的に困難な生徒の学業継続が図られるよう、制度を充実させ、支援している。

(5) 基本財産		262,452 千円
(内訳)	基本財産積立預金	43,688 千円
	投資有価証券	218,763 千円

(6) 人員構成 (平成 26 年 10 月 1 日現在)

区分		一般	県現職	県 OB	計
役員	理事長			1	1
	常務理事			1	1
	理事	3		1	4
	監事	1		1	2
職員	事務局長	1			1
	館長			※1	—
	一般職員	※2 19		1	20
	嘱託・臨時	10		2	12
合計		34	0	7	41

※1：館長は、常務理事が兼務している。

※2：一般職員のうち 1 名は、共同事業体からの出向である。

## 2. 財務状況

### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
流動資産	46,910	56,054	52,133	注 1
固定資産	1,168,342	1,275,456	1,335,209	注 2
流動負債	32,712	48,436	38,568	注 3
固定負債	99,159	104,557	106,547	注 4
正味財産	1,083,381	1,178,517	1,242,226	—

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

- 注 1 流動資産 現金及び預金 46,899 千円
- 注 2 固定資産 投資有価証券（基本財産）218,763 千円  
退職給付引当預金（特定資産）72,718 千円  
投資有価証券（特定資産 奨学金貸与資金）199,910 千円  
普通預金（特定資産 奨学金貸与資金）319,528 千円  
長期貸付金（特定資産 奨学金貸与資金）461,321 千円
- 注 3 流動負債 未払金 11,701 千円、前受金 19,287 千円
- 注 4 固定負債 退職給付引当金 102,465 千円

### (2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
経常収益	362,228	372,224	377,982	注 1
経常費用	363,874	380,792	379,461	注 2
当期経常増減額	△1,646	△8,567	△1,478	—
経常外収益	—	—	—	—
経常外費用	114	—	—	—
法人税、住民税及び事業税	—	80	80	—
当期一般正味財産増減額	△1,760	△8,647	△1,558	—

(注) 平成 23 年度は、平成 16 年度改正基準で作成し、平成 24 年度以降は、平成 20 年度改正基準により作成している。

備考 経常収益・経常費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

- 注 1 経常収益  
指定管理者受託収益（事業収益）118,210 千円  
施設利用料収益（事業収益）72,913 千円  
受取県補助金（受取補助金等）80,527 千円

○注2 経常費用

給料手当（事業費）109,777千円 委託費（事業費）71,810千円

支払負担金（事業費）62,515千円

（3）群馬県の出資法人への関与状況

・公的支援（フロー）

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
補助金（助成金）	202,014	192,710	153,298	注1
利子補給	—	—	—	—
税の減免	—	—	—	—
その他（貸付金）	—	—	—	—
合計	202,014	192,710	153,298	—
（参考）委託料	167,434	170,987	167,017	注2

備考 注1 補助金の内訳（平成25年度決算）

○教育文化事業団運営費補助金等 80,527千円

○高等学校等奨学金 72,771千円（貸与資金 64,405千円、事務費 8,366千円）

備考 注2 委託料の内訳（平成25年度決算）

○県民芸術祭 47,027千円

○伝統文化継承事業 1,779千円

○群馬県民会館の指定管理費用 118,210千円

・公的支援（ストック）

（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—
出資金	261,100	261,100	261,100	—
合計	261,100	261,100	261,100	—

## 【組織】

### 3. プロパー職員の理事登用

理事とは理事会を構成するメンバーであり、理事会は法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事及び執行理事の選定及び解職等の権限を有している。つまり、理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県教育文化事業団が大きく舵を切ることにもなるため、その職責は大きい。

群馬県教育文化事業団では常勤理事の選任については公益法人移行以前より、県のOB（当団体に関係のある部署の行政経験者）が任命されているのが慣例となっているが、県が出損団体（外部機関）として運営している以上、その責任者（理事長を含む常勤理事）が県出身者であることの合理性はある。

しかしながら、群馬県教育文化事業団は設立されて既に30年以上が経過しているが、プロパー職員の中にも勤続年数が30年以上と長い者もあり、団体の業務内容には相当程度精通している。そのような状況の下、長期勤続者の中で役員（理事）への適任者が存在するのであれば、長年の実務の経験に基づく知恵や発想等が経営者の立場になることで新たに生まれ、群馬県教育文化事業団の設立目的である県民の創造的な文化芸術活動を支援するとともに、奨学金の貸与を通じ次代を担う人材の育成を行い、もって、群馬県の文化の発展と明るく潤いと活力に満ちた県民生活の実現に寄与するという目標も今以上に満たせるものとする。

また、群馬県教育文化事業団に限らず県の出損団体は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した財団としての自立経営が今まで以上に求められるところであるが、団体が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県教育文化事業団の出身者であるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアップにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。

以上より、今後理事の選定にあたっては群馬県教育文化事業団のプロパー職員（OBを含む）を登用することも視野に入れるべきである。

## 【意見 11】

理事は法人の重要事項を決定する機関（理事会）の構成員であり、事業の方針次第で群馬県教育文化事業団が大きく舵を切ることにもなるため、その職責は大きい。

群馬県教育文化事業団では常勤理事の選任については公益法人移行以前より、県のOBが任命されているのが慣例となっているが、県が出損団体（外部機関）として運営しているためその責任者を県出身者に任せることに一定の合理性はある。

しかしながら、群馬県教育文化事業団は発足して既に30年以上経過しており、プロパー職員の中には勤続年数が長い者もあり、団体の業務内容には相当程度精通している。また、群馬県教育文化事業団に限らず県の出損団体は県からの補助金が削減傾向にある昨今では、各団体は独立した財団としての自立経営が今まで以上に求められるとこ

ろであるが、団体が自立し今後継続して安定的な経営を行っていくためにも、群馬県教育文化事業団の出身者であるプロパー職員の理事への登用が望まれるところである。

さらに、プロパー職員の理事登用が実現されれば、今後の職員のモチベーションアップにもつながり、結果的に組織として、より活性化することも期待できる。

以上より、今後理事の選定にあたっては群馬県教育文化事業団のプロパー職員（OBを含む）を登用することも視野に入れるべきである。

## 【資金運用】

### 4. 信用リスクの把握

公益財団法人群馬県教育文化事業団財産管理運用規程の第3章第9条において、基本財産の運用基本方針を下記のとおり規定している。

#### 第9条

事業団の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で基本財産とすることを決議した財産については、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

（資金運用の対象）

#### 第11条

資金運用の対象は、次に掲げるものとする。

- （1） 預金
- （2） 国債
- （3） 地方債、政府保証債
- （4） その他理事会において安全性が高いと認められ、かつ有利と判断されたもの  
（債券の格付基準）

#### 第12条

前条の第2号及び第3号以外の債券の投資判断として以下の格付け基準を遵守する。

- （1） 採用する格付け機関
  - ア 格付投資情報センター（R&I）
  - イ 日本格付け研究所（JCR）
  - ウ ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）
  - エ スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）

- （2） 採用基準

ア 取得から償還まで10年以下のもの

本条第1号の格付け機関のうち、2以上の格付け機関がA格以上に格付けしているもの

イ 取得から償還まで10年超のもの

本条第1号の格付け機関のうち、2以上の格付け機関がAA格以上に格付けしているもの



(運用のモニター)

第 14 条

理事長は、少なくとも年 1 回次の各号について債券の運用経過のモニターを行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券の個別有価証券の信用格付け  
(債券の格付け低下による対策)

第 15 条

債券の格下げ等により、第 12 条第 2 号に規定する基準に抵触した場合には、責任者はその対策について理事長と協議しなければならない。

群馬県教育文化事業団は、上記運用方針に基づき、平成 26 年 3 月 31 日現在で下記の有価証券を保有している。

基本財産

種類	帳簿価額 千円	期間		利率 %	額面 千円
群馬県公募公債 (10 年)	49,978	H16. 11. 25	H26. 11. 25	1.5	50,000
政保道路機構 (10 年)	118,951	H24. 6. 20	H34. 6. 30	0.895	119,000
第 328 回国債 (10 年)	19,883	H25. 3. 21	H35. 3. 20	0.6	20,000
第 380 回大阪府公募公債 (10 年)	29,950	H26. 1. 30	H36. 1. 30	0.762	30,000
合 計	218,763				219,000

特定資産 (奨学金貸与資金)

種類	帳簿価額 千円	期間		利率 %	額面 千円
北海道平成 22 年度第 7 回 公募債 5 年	99,960	H22. 9. 29	H27. 9. 29	0.41	100,000
第 65 回大阪府公募公債 5 年	99,950	H22. 9. 29	H27. 9. 29	0.49	100,000
合 計	199,910				200,000

取得時には、格付けを確認しているが、その後は定期的な格付けのモニターはしていない。

運用規程第 14 条 (運用モニター) にも「・・・少なくとも年 1 回次の各号についての債券の運用経過のモニターを行う。」とあり、また長期的に保有するため信用リスク

が変化するリスクもあることから、少なくとも年1回は格付け機関から格付けを入手し、信用リスクの確認を行う必要がある。

**【指摘事項 5】**

群馬県教育文化事業団では、平成26年3月31日現在において、418,673千円の有価証券を保有しており、保有期間も5年から10年と長期となっている。

群馬県教育文化事業団の運用規程第14条には、「・・・少なくとも年1回次の各号についての債券の運用経過のモニターを行う。」とあるが、現在では年1回のモニターは行われていない。

債券の保有期間も5年から10年と長期となっており、信用リスクが変化する可能性も高いことから、信用リスクを把握するためにも、年1回格付けを取得することにより、信用リスクを確認・報告することが必要である。

**5. 高等学校等奨学貸与資金における未使用額**

高等学校等奨学金の概要

高等学校等奨学金は、経済的理由により高等学校等での修学に困難がある優れた生徒に対し、奨学金を無利子で貸与するものであり、従前は旧日本育英会（現日本学生支援機構）が実施してきた。

しかし、「特殊法人等整理合理化計画について（平成13年12月閣議決定）」により、平成17年度以降の入学者から各都道府県に移管された。

群馬県においては、群馬県教育文化事業団が文部科学省より当該業務を行う担当部署として指定されている。

高等学校等奨学金の群馬県分としては、高等学校等奨学金全体（約2,000億円）の0.5%（約10億円）を想定しており、平成17年度から毎年県を通じて群馬県教育文化事業団に交付されている。

平成26年3月末時点では、総額として通常交付金950,930千円、緊急基金26,908千円の資金となっている。

奨学金は貸与であるため、貸与期間が終了すると全額返還の義務が生じる。また、返還されたお金は、直ちに奨学金の資金となって後輩に貸与される仕組みになっている。

(1) 貸与金額

① 月額奨学金

区分	国公立高校等		私立学校等	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
貸与月額	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円

※ 貸与期間は、採用から最短修業年限の終期まで。

② 入学一時金

入学時一回だけ、予約採用・定期採用の1年生で希望者に限り借用可能。

公立高校 50,000円                      私立高校 100,000円

※ 貸与は、最初の振り込み時に行い、返還は月額奨学金と合わせて返還となる

※ 中等教育学校等の前期課程から後期課程への進級者は対象外。

③ 奨学金の貸付時期・方法

年4回、四半期ごとに3か月分ずつ、奨学生本人の金融機関口座に振り込む。

④ 奨学金の返還

ア 貸与終了(高校卒業)後、貸与総額に応じて定められた期間内に、年賦、半年賦又は一括返還の方法により返還する。

イ 満期終了者の返還開始は、年賦・半年賦の場合は9か月経過後から金融機関の口座振替、一括返還の場合は貸与終了の翌月に納付書により返還する。

ウ 返還年数は最長14年、返還の目安は下表のとおりである。

エ 奨学金の返還を怠ったときは、返還期日を6か月過ぎるごとに、未納返還額に対し、6月について5%の割合で延滞金が課せられる。

※ 大学等に進学し、返還の猶予を希望する場合は、「奨学金返還猶予願(在学証明書添付)」(様式 26)の手続を毎年4月に行うことにより、在学期間中の返還が猶予される。

⑤ 返還例(貸与月数 36 か月の場合の返還年数、返還額、返還回数)

区分		貸与月額	貸与総額	返還年数	年賦	半年賦
国公立高校等	自宅	18,000円	648,000円	9年	72,000円 ×9回	36,000円 ×18回
	自宅外	23,000円	828,000円	10年	82,800円 ×10回	41,400円 ×20回
私立高校等	自宅	30,000円	1,080,000円	12年	90,000円 ×12回	45,000円 ×24回
	自宅外	35,000円	1,260,000円	14年	90,000円 ×14回	45,000円 ×28回

## (2) 未使用資金

平成 26 年 3 月 31 日に 980,759 千円（貸倒引当金控除前）の奨学貸与資金の原資があるが、奨学金として貸与している金額は、461,321 千円であり、519,438 千円は未使用の奨学資金となっている。

過去 5 年間の貸与額と返還額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
収入額					
交付金	140,141	143,333	115,009	103,002	64,405
返還額等	11,021	18,731	25,601	26,531	37,237
小計	151,162	162,064	140,610	129,533	101,642
支出額					
貸与額	81,552	82,221	78,400	68,640	58,444
差引	69,610	79,843	62,210	60,893	43,198
未使用資金	273,291	353,135	415,345	476,239	519,438

平成 25 年度末における未使用資金 519,438 千円のうち、199,910 千円は、投資有価証券(北海道公募債 99,960 千円、大阪府公募公債 99,950 千円)での運用となっており、残りの 319,528 千円は普通預金で保有している。

当該未使用資金は、経済的理由により高等学校等での修学に困難がある優れた生徒に対し、奨学金を無利子で貸与することを目的して日本学生支援機構から給付されているものである。

よって、本来であれば奨学生を増加させる施策を講じることにより、当該目的のために使用するべきものである。

群馬県教育文化事業団においても奨学生予約制度(中学 3 年生のうち奨学金の申し込みを行い、高校入学前に奨学生採用候補者としての内定を受ける制度)において、平成 27 年度から入学準備費用を貸付金の対象とする新制度を設けることにより、奨学生の増加を図っている。

また、奨学金の貸付金の実行が高校 3 年間にわたって継続的に行われるのに対して、返済期間が貸与額に応じて 6 年から 14 年となっており、回収期間の方が長くなっている。

よって、今後も継続的に奨学金の実行が行われることにより貸与額は増加し未使用資金額は減少していくことになる。

しかし、当面は奨学資金として使用されない資金を保有することになり、この資金については有効活用することが可能である。

従って、将来の各年度の奨学金の貸付見込み額と返済額の長期的な資金繰りを検討し、

当面使用見込みのない奨学資金については、未使用と見込まれる期間に応じ、債券や定期預金等での運用を検討すべきである。

**【意見 12】**

高等学校等奨学金の群馬県分としては、高等学校等奨学金全体（約 2,000 億円）の 0.5%（約 10 億円）を想定しており、平成 17 年度から毎年県を通じて事業団に交付されている。

平成 26 年 3 月 31 日に 980,759 千円（貸倒引当金控除前）の奨学貸与資金の原資があるが、奨学金として貸与している金額は、461,321 千円であり、519,438 千円は未使用の奨学資金となっている。

当該未使用資金は、経済的理由により高等学校等での修学に困難がある優れた生徒に対し、奨学金を無利子で貸与することを目的して日本学生支援機構から給付されているものである。

よって、本来であれば奨学生を増加させる施策を講じることにより、当該目的のために使用するべきものである。

群馬県教育文化事業団においても奨学生予約制度（中学 3 年生のうちに奨学金の申し込みを行い、高校入学前に奨学生採用候補者としての内定を受ける制度）において、平成 27 年度から入学準備費用を貸付金の対象とする新制度を設けることにより、奨学生の増加を図っている。

また、奨学金の貸付金の実行が高校 3 年間にわたって継続的に行われるのに対して、返済期間が貸与額に応じて 6 年から 14 年となっており、回収期間の方が長くなっている。

よって、今後も継続的に奨学金の実行が行われることにより貸与額は増加し未使用資金額は減少していくことになる。

しかし、当面は奨学資金として使用されない資金を保有することになり、この資金については有効活用することが可能である。

従って、将来の各年度の奨学金の貸付見込み額と返済額の長期的な資金繰りを検討し、当面使用見込みのない奨学資金については、未使用と見込まれる期間に応じ、債券や定期預金等での運用を検討すべきである。

## 【指定管理者制度】

### 6. 修繕費の負担

群馬県民会館管理運営業務仕様書（以下、「仕様書」という）は、施設・設備及び備品の維持補修に要する費用の負担関係を定めている。費用の負担関係は、「仕様書」の定めに基づいて行わなければならない。

「仕様書」では、物品の維持補修について 30 万円未満の施設等の修繕は、指定管理者の負担で行う旨を定めている。

平成 26 年 2 月 8 日に起案された「大ホール音響調整卓修繕」は、請負金額が 304,000 円と 30 万円以上であるので「仕様書」の定めでは、県の負担である。しかし、指定管理者の負担でなされていた。また仕様書と異なる対応をとるときは、県と事前協議をするべきであったが、事前協議もなされていなかった。

この案件については、緊急性があったことから、指定管理者の判断で実施をし、県へは事後報告としたものであるとのことである。

施設、設備及び備品等の維持補修にかかる修繕の負担は、「仕様書」の定めに従ってなされるべきであり、仕様書と異なる対応をとるときは、県と事前協議をする必要があると考える。

#### 【意見 13】

「仕様書」では、30 万円未満の修繕については指定管理者の負担で行うこととされている。平成 26 年 2 月 8 日に起案された「大ホール音響調整卓修繕」は、請負金額が 304,000 円と 30 万円以上であるので「仕様書」の定めでは県の負担である。しかし、指定管理者の負担でなされていた。また仕様書と異なる対応をとるときは、県と事前協議をするべきであったが、事前協議もなされていなかった。

施設、設備及び備品等の維持補修にかかる修繕の負担は、「仕様書」の定めに従ってなされるべきであり、仕様書と異なる対応をとるときは、県と事前協議をする必要があると考える。

（参考）「仕様書」

### 3 指定管理者が行う業務の基準

#### （7）施設等の維持管理に関する業務の基準

##### ア 施設保守管理業務

（イ）指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるように施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合（軽微な場合を除く）を発見した際には、速やかに群馬県に連絡すること。また、1 件 30 万円未満の施設、設備及び備品の維持補修にかかる修繕は、指定管理者の負担で行うこと。（以下、略）

## 7. 実績報告書における施設設備の維持管理状況の記載内容

県民会館は、群馬県教育文化事業団と、群馬県ビルメンテナンス協同組合（以下、「協同組合」という）を構成員とする群馬県民会館管理事業共同体（以下、「管理事業共同体」という）により、管理運営されている。代表者は、群馬県教育文化事業団である。

構成員は、群馬県民会館管理業務に関する共同事業体協定書（以下、「協定書」という）を締結し、県民会館の管理業務を分担している。

「管理事業共同体」の代表者である群馬県教育文化事業団は、「仕様書」の定めに基づいた業務を実施し、構成員が実施した業務内容を事業報告書（以下、「報告書」という）で報告している。

各施設設備の維持管理について報告される内容は、以下のとおりである。

- ア. 点検事業者名
- イ. 点検回数
- ウ. 実施日
- エ. 指摘事項

しかし、点検事業者には、教育文化事業団が委託した事業者と「協同組合」が委託した事業者に区分される。上記記載内容からは、「管理事業共同体」のいずれの構成員の業務であるかが明確ではない。

### 【意見 14】

県民会館は、教育文化事業団と「協同組合」を構成員とする「管理事業共同体」により管理運営されている。代表者は群馬県教育文化事業団であり、群馬県教育文化事業団は「仕様書」の定めに基づき、実施した指定管理業務を「報告書」で報告している。

「報告書」において各施設設備の維持管理について報告されているが、記載内容からは「管理事業共同体」のいずれの構成員の業務であるかが明確ではない。「管理事業共同体」は複数の構成員から構成されているので、責任の所在を明確にするために各管理業務を実施した構成員を明確にすることが望まれる。

## 8. 施設設備の不備に対する対応

「管理事業共同体」の代表者である群馬県教育文化事業団は、「仕様書」の定めに基づいた業務を実施し、構成員が実施した業務内容を事業報告書（以下、「報告書」という）で報告している。

消防設備保守点検では、以下の指摘がなされている。

- ・「非常用発電設備シリンダーヘッドカバーパッキンの交換と、カバー内バルブチェックが必要」
- ・「光電式スポット型感知型感知器の不良」
- ・「単独ベルの動作不良」

しかし、これらの指摘事項は今すぐに対応しなければならないものであるか、あるいはすぐに対応する必要のないものであるかについての記載はない。また、対応済みであるか否かについての記載もない。同報告書の別紙6で施設維持整備に関する提案として記載があるが、ページが離れており、一見してどのような対応をしたのかがわかりにくい。報告書で指摘された施設設備等の不備等に対しどのようなように対応したか、または、対応予定であるか等の顛末をわかりやすく記載することが望ましい。

#### 【意見 15】

事業報告書において「施設設備等の維持管理状況」が報告されているが、消防設備保守点検について指摘事項が記載されている。

しかし、これらの指摘事項は今すぐに対応しなければならないものであるか、あるいはすぐに対応する必要のないものであるかについての記載はない。対応済みであるか否かについての記載もない。同報告書の別紙6で施設維持整備に関する提案として記載があるが、ページが離れており、一見してどのような対応をしたのかがわかりにくい。

報告書で指摘された施設設備等の不備等に対しどのようなように対応したか、または、対応予定であるか等の顛末をわかりやすく記載することが望ましい。

### 9. 清掃業務の内容

「仕様書」では、清掃業務を日常清掃・定期清掃・特別清掃に区分し、それぞれの内容を定めている。しかし、報告書では「仕様書」の区分で報告されていないため、「仕様書」に定める要件を充足しているかについて判断しにくい。また、「報告書」では、「仕様書」に定める定期清掃を特別清掃として記載しているため、特別清掃としてどのような業務を実施したかが不明となっている。

業務受託者から入手する「報告書」の内容は、「仕様書」に定める業務水準を満たしていることが容易にわかるようにするものであることが望まれる。

#### 【意見 16】

「仕様書」では、清掃業務を日常清掃・定期清掃・特別清掃に区分し、それぞれの内容を定めている。しかし、報告書では「仕様書」の区分で報告されていないため、「仕様書」に定める要件を充足しているかについて判断しにくい。

「報告書」では、「仕様書」に定める区分で報告し、実施した業務が「仕様書」に定める水準を満たしていることが容易にわかるように記載することが望まれる。また、「報告書」で使用する用語は「仕様書」に定める用語を使用することが望ましい。



(参考)「仕様書」

### 3 指定管理者が行う業務の基準

#### (7) 施設等の維持管理に関する業務の基準

##### オ 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

##### (ア) 日常清掃

清掃の実施頻度等その他の内容については、指定管理者が施設等の利用頻度に応じて現行の作業基準を参考にした上で適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

##### (イ) 定期清掃

指定管理者は、日常清掃では実施しにくい清掃等（床洗浄ワックス塗布等）を確実にを行うため、施設等の利用頻度等に応じた定期清掃を行うこと。

##### (ウ) 特別清掃

指定管理者は、日常業務及び定期清掃の他に、必要に応じて清掃を実施し、施設等の適切な環境衛生、美観の維持に努めること。

「報告書」

### 5 施設設備等の維持管理状況

#### (18) 清掃業務

ア 現場責任者1名を含む5名以上を配置、催し物の開催に合わせ清掃人員計画を作成し、実施している。

イ 大ホールの利用のない日（例年実績より年間100日程度）の午後については、作業員の配置を2人以上の常駐としている。

ウ 保守点検日（年間およそ50日間）と休館日（12月29日～1月3日）には作業員配置無し。但し、保守点検日については、1名配置している。

エ 特別清掃として、硝子・カーペット等の清掃を2回／年の予定で実施している。

## 【会計】

### 10. 交際費の帳簿記録

群馬県教育文化事業団では、慣例により1年間の交際費の枠を理事長84,000円、常務理事50,000円と設定している。

期首において、当該交際費の枠の金額全額について交際費専用の通帳に資金移動を行い、交際費として処理を行っている。交際費の支出については、支出のつど出納責任者が上司の承認を受けて交際費専用の預金から引き出している。期末において、残った資

金については交際費の戻入処理を行っている。

1年間の交際費は証憑とともに補助簿としてまとめられているが、総勘定元帳上では、4月に通帳の移動額の記帳と3月に残額の戻入処理を行っているのみである。

平成25年度の総勘定元帳における「交際費」の記録は、下記のとおりである。

交際費（管理費）平成25年4月12日（摘要）理事長交際費 84,000円

〃 平成26年3月19日（摘要）交際費戻入 26,895円

交際費（事業費）平成25年4月12日（摘要）常務理事交際費 50,000円

〃 平成26年3月29日（摘要）交際費 常務理事 30,000円

公益法人会計基準 第1総則の2一般原則(2)では「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されなければならない。」としており、「正規の簿記の原則」の要件のひとつとして、法人の活動のすべてが網羅的に記録されることを必要としているが、上記のような会計記録では、この要件を一部満たしていないといえる。

公益法人会計基準における「正規の簿記の原則」に準拠するよう、法人の活動のすべてを網羅的に記録すべきである。すなわち、交際費枠の期首時点での金銭の払い出し（交際費専用口座への振替）や残金の戻入処理（交際費専用口座からの返金）のみを記録するのではなく、理事長及び常務理事の1年間に支出した交際費について、発生した取引ごとに日付、取引の相手先及び支出先、金額、具体的な内容を適時に記帳し、記録することが必要となる。

#### 【意見 17】

群馬県教育文化事業団では、交際費の処理について、期首に交際費専用通帳に資金移動を行い、出納責任者が上司の承認を受けてこの専用通帳から必要額を支出し、期末に残った資金を戻入処理している。

1年間の交際費は証憑とともに補助簿としてまとめられているが、総勘定元帳上では、4月に通帳の移動額の記帳と3月に残額の戻入処理を行っているのみである。

平成25年度度の総勘定元帳における「交際費」の記載は、下記のとおりである。

交際費（管理費）平成25年4月12日（摘要）理事長交際費 84,000円

〃 平成26年3月19日（摘要）交際費戻入 26,895円

交際費（事業費）平成25年4月12日（摘要）常務理事交際費 50,000円

〃 平成26年3月29日（摘要）交際費 常務理事 30,000円

上記のように総勘定元帳上での記録では、4月に通帳の移動額の記帳と3月に残額の戻入処理を行っているのみである。

公益法人会計基準 第1総則の2一般原則(2)では「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されなければならない。」としており、法人の活動のすべてが網羅的に記録されることを規定している。

そのため、総勘定元帳においても、交際費枠の期首時点での金銭の払い出し（交際費専用口座への振替）や残金の戻入処理（交際費専用口座からの返金）のみを記録するのではなく、理事長及び常務理事の1年間に支出した交際費について、発生した取引ごとに日付、取引の相手先及び支出先、金額、具体的な内容を適時に記帳し、網羅的に取引を記録することが必要である。

## 11. 長期貸付金（奨学貸付金）に係る貸倒引当金及び回収業務

### （1）長期貸付金（奨学貸付金）に係る貸倒引当金の設定

奨学金返還未納者一覧表によれば、平成26年3月末時点での貸付金の返済未収額は4,089,435円（うち、12か月以上延滞金額は2,439,559円）であり、また奨学金未納者は平成26年3月末時点で59名であり、その返還残額の総額は期日未到来分も含め、28,005,335円である。

群馬県教育文化事業団では、現在、奨学貸付金の期末残高461,321,132円（奨学生799人）に対して、税法上の法定繰入率（1,000分の6）分を貸倒引当金（2,767,926円）に計上しており、回収不能額を見積ったうえでの貸倒引当金の設定は行っていないことから、奨学貸付金の評価が適切に行われていない可能性がある。

公益法人会計基準には下記の記載がある。

法人の財政状態を適切に表すため、資産の貸借対照表価額について「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。

よって、奨学貸付金については、回収可能性を見積もったうえ貸倒引当金を設定することにより適正な債権の評価を行うことが期待されるといえる。

なお、会計制度委員会報告14号「金融商品に関する実務指針」では、以下のように債権区分に応じて貸倒引当金の算定方法が定められているので一定の参考とすることができる。

<参考資料>

債権の区分	内容	算定方法
①一般債権	下記②、③以外の債権	債権金額×貸倒実績率
②貸倒懸念債権	債権の弁済に重大な問題が生じている（※1）か、または生じる可能性の高い（※2）債務者に対する債権  （※1） ・1年以上の延滞 ・約定弁済条件を大幅に緩和  （※2） ・業況などが不安定 ・財務内容に問題あり （債務超過、実質債務超過）	債権金額 △担保の処分見込額 △保証による回収見込額 ×××  ⇒債務者の支払能力を考慮し、貸倒見積額を算定（簡便法：50%）
③破産更生債権等	経営破綻（※3）または実質的に経営破綻に陥っている（※4）債務者に対する債権  （※3） ・法的、形式的な経営破綻 （会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分）  （※4） ・法的、形式的に経営破綻の事由は生じていないが、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しなし （大幅な実質債務超過）	債権金額 △担保の処分見込額 △保証による回収見込額 ×××  ⇒貸倒見積額を算定（100%）

例えば、貸倒見積り額の計算例として、上記の表②貸倒懸念債権を奨学貸付金のうち1年以上の延滞貸付額2,439,559円とみなし、貸倒れの可能性を1,219,780円(2,439,559円×50%)と見積もる方法などがある。

なお、奨学貸付金が破産更生債権等に該当する場合は、個人的な自己破産や個人版民事再生法を適用した者が該当する。連帯保証人からの回収の可能性も考慮しつつも、法的整理を行った者からの債権の回収の可能性は著しく低いと考えられるため、相応の貸倒れの見積りが必要となると考えられる。

(2) 長期貸付金（奨学貸付金）の回収業務

奨学貸付金の回収業務については、口座振替結果（各月12日）により引落が確認できなかった未返還者宛に対し、返還納付通知を送付したうえで、その当月末までに返還されなかった者に対して電話による督促を行う。さらに未納が発生してから2か月後には督促状を送り、5か月後には連帯保証人（親権者他計2名）にも保証債務履行請求書を送っている。

なお、連帯保証人へ督促しても、連帯保証人自身も債務返済義務の認識が薄く、代位弁済もあまり進んでいないということである。

群馬県教育文化事業団では、平成 27 年度から返還事務担当者を増員し、未実施であった未納者への家庭訪問、サービサーへの委託、本人及び連帯保証人に支払督促の申立予告等を準備するとのことであるが、奨学金貸付残高は平成 23 年度末で 396,145,952 円、平成 24 年度末では 439,180,953 円、平成 25 年度末では 461,321,132 円と増加傾向にあり、今後、貸付金の延滞を増加させないための適切な対策や効果的な回収業務の整備が望まれる。

#### 【意見 18】

奨学金返還未納者一覧表によれば、平成 26 年 3 月末時点での貸付金の返済未収額は 4,089,435 円（うち、12 か月以上延滞金額は 2,439,559 円）である。

群馬県教育文化事業団では、現在、奨学貸付金の期末残高 461,321,132 円（奨学生 799 人）に対して、税法上の法定繰入率（1,000 分の 6）分を貸倒引当金（2,767,926 円）に計上しており、回収不能額を見積ったうえでの貸倒引当金の設定は行っていないことから、奨学貸付金の評価が適切に行われていない可能性がある。

公益法人会計基準には下記の記載がある。

法人の財政状態を適切に表すため、資産の貸借対照表価額について「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。

よって、奨学貸付金については回収可能性を検討し、債権の区分（一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等）に応じて回収可能性を見積り、貸倒引当金を設定することが望ましい。

また、貸付金の回収業務については、期日通りの返済がなされない場合、未納が発生してから 2 か月後には督促状を送り、5 か月後には連帯保証人（2 名）にも保証債務履行請求書を送っているが、長期滞納者に対し、郵送や電話による回収にとどまるのが現状である。

群馬県教育文化事業団では、平成 27 年度から返還事務担当者を増員し、未実施であった未納者への家庭訪問、サービサーへの委託、本人及び連帯保証人に支払督促の申立予告等を準備するとのことであるが、奨学金貸付残高は増加傾向にあることもあり、今後、貸付金の延滞を増加させないための適切な対策や効果的な回収業務の整備が望まれる。

## 12. 退職給付引当金と引当預金の不足

群馬県教育文化事業団の職員への退職手当については退職手当規程において、対象者や支給額、支給方法等が定められている。また、退職給付引当金の計上基準は、「職員の退職給与に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額の 100%に相当する額を計上している」となっている。そして、実際の退職手当の財源については特定資産において預金積立が行われている。

過去3年間の退職給付引当金と特定資産との関係は以下の通りである。

(単位：円)

年度	退職給付引当金 期末残高 (①)	退職給付引当預金 期末残高 (②)	不足額 (②-①)
平成23年度	91,266,900	67,777,704	△23,489,196
平成24年度	98,637,800	73,329,555	△25,308,245
平成25年度	102,465,100	72,718,044	△29,747,056

職員の退職手当の財源は原則として特定資産からの支払となるため、残高ベースで見ると、引当金に対して特定資産が不足している状況が続いている。今後、定年退職者が増加傾向となる現況を考えると、財源不足に対する対策を講じるべく毎期スケジューリングを行い財源が枯渇するといった不測の事態に備えるべきである。

また、群馬県教育文化事業団は上述したように、定年退職者が増加傾向にあり、具体的には今後、5年以内に定年退職者が6名予定(うち平成26年度退職者2名を含む)されている。現行での会計処理では退職給付引当金は期末退職給与の自己都合要支給額で計上しているため、特別支給額で支払われる定年退職者が多く予定されている現在では、会計処理が実態と乖離する可能性が高く適切な処理とはいえない。

以下は、退職手当の支給対象者全員について平成25年度末での退職給付引当金について現行処理(自己都合要支給額)と定年退職を前提とした引当額(特別退職手当額)との差額である。

(単位：円)

年度	自己都合要支給額 (①)	特別退職手当額 (②)	不足額 (②-①)
平成25年度	102,465,100	127,839,900	△25,374,800

上記は、退職手当が支給される対象者全員について定年を前提に計算したものであるが、現在の職員が全員定年まで在籍すると想定することは現実的ではないため、実態に合わせるべく、例えば55歳以上の職員のみを特別退職手当額とし、それ以外の職員については現行通り自己都合要支給額で引当金額を計算すると、以下のようになる。

(単位：円)

年度	自己都合要支給額 (①)	特別退職手当額 (②)	不足額 (②-①)
平成25年度	102,465,100	117,360,800	△14,895,700

しかしながら、いずれにせよ、近い将来、大きな支出の発生可能性が高いことを鑑みると、自己都合による退職の場合の要支給額のみでは引当額が大きく不足している状況である。

したがって、例えば、職員が5年後に定年を迎えることになった時点から、特別退職手当額（定年退職を前提とした支給額）と自己都合の要支給額の差額を5年間で引き当て処理を行うなど、差額の負担を支給時ではなく一定期間で案分する方法等の処理を行うことが群馬県教育文化事業団の財政状態の実態をより適切に表すことになると判断する。

#### 【意見 19】

退職手当に伴い会計上手当を行っている退職給付引当金の計上基準は、「職員の退職給与に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額の100%に相当する額を計上している」となっている。そして、実際の退職手当の財源については特定資産において預金積立が行われている。

職員の退職手当の財源は原則として特定資産からの支払となるため、残高ベースで見ると、退職給付引当金に対して特定資産が不足している状況が続いており、平成26年3月末時点では29,747千円の不足額がある。

今後、定年退職者が増加傾向となる現況（平成26年度退職者2名を含む計6名の定年退職予定者）を考えると財源不足に対する対策を講じるべく毎期スケジュールリングを行い財源が枯渇するといった不測の事態に備えるべきである。

また、現行での会計処理では退職給付引当金は期末退職給与の自己都合要支給額で計上しているため、特別支給額で支払われる定年者退職者が多く予定されている現在では、会計処理が実態と乖離する可能性が高く、適切な処理とはいえない。

退職手当の支給対象者全員について平成25年度末での退職給付引当金について現行処理（自己都合要支給額）と定年退職を前提とした引当額（特別退職手当額）との差額は14,895千円（不足）である。（55歳以上の職員のみを特別退職手当額とし、それ以外の職員については現行通り自己都合要支給額で引当金額を計算した場合）

このように、近い将来、大きな支出の発生可能性が高いことを鑑みると、自己都合による退職の場合の要支給額のみでは引当額が大きく不足している状況である。

したがって、例えば職員が5年後に定年を迎えることになった時点から、特別退職手当額（定年退職を前提とした支給額）と自己都合要支給額の差額を5年間で引き当てるなど、差額の負担を支給時ではなく一定期間で案分する方法等の処理を行うことが群馬県教育文化事業団の財政状態の実態をより適切に表すことになると判断する。

### 13. 賞与引当金の計上の必要性

群馬県教育文化事業団における職員の期末・勤勉手当は年2回（6月及び12月）であるが、支給される手当に対する対象期間の考え方に疑問がある。

給与規程において「在職期間による支給率の調整は、基準日前6月以内の職員の在職期間の区分に応じて調整率を乗じて行うものとする」旨の記載があり、その概要は以下の通りである。

手当区分	支給月	基準日	支給対象期間
期末手当	6月	6月1日	前年12月1日から5月31日
勤勉手当	12月	12月1日	6月1日から11月30日

現状、期末・勤勉手当の会計処理については支出時の費用として処理されている。

ここで、毎年6月に支給される期末手当についてはその対象期間が前年の12月から5月までの6ヶ月間であるため支給月の途中で決算月（3月）が入ることになる。群馬県教育文化事業団の会計規程では、引当金の計上基準についても規定されており、具体的には「賞与引当金・・・支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上」と定められているが、支出時に費用処理する現行の処理では費用計上が適正に期間対応できていない状況である。

したがって、3月末の決算では期末・勤勉手当支給予定額の6分の4（支給見込額のうち当期に帰属する額であり、12月から3月までの4ヵ月分）を賞与引当金等として計上すべきである。なお、直近の平成26年度（平成26年6月支給）期末・勤勉手当は総額で12,950千円でありこれを期末時点（平成26年3月末）で引当金計上すると仮定した場合、引当金の残高は8,633千円となり金額的な重要性もあると考えられる。

#### 【意見 20】

現状、期末・勤勉手当の会計処理については支出時の費用として処理されている。群馬県教育文化事業団における職員の期末・勤勉手当は年2回（6月及び12月）であるが、当該手当に対する対象期間の考え方に疑問がある。

毎年6月に支給される期末・勤勉手当についてはその対象期間が前年の12月から5月の6ヶ月間であるため支給月の途中で決算月（3月）が入ることになる。群馬県教育文化事業団の会計規程では、引当金の計上基準について規程があり「賞与引当金・・・支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上」と定められているが、支出時に費用処理する現行の処理では費用計上が適正に期間対応できていない状況である。

よって、今後は3月末の決算では期末・勤勉手当支給予定額の6分の4（支給見込額のうち当期に帰属する額であり、12月から3月までの4ヵ月分）を賞与引当金等として計上すべきである。